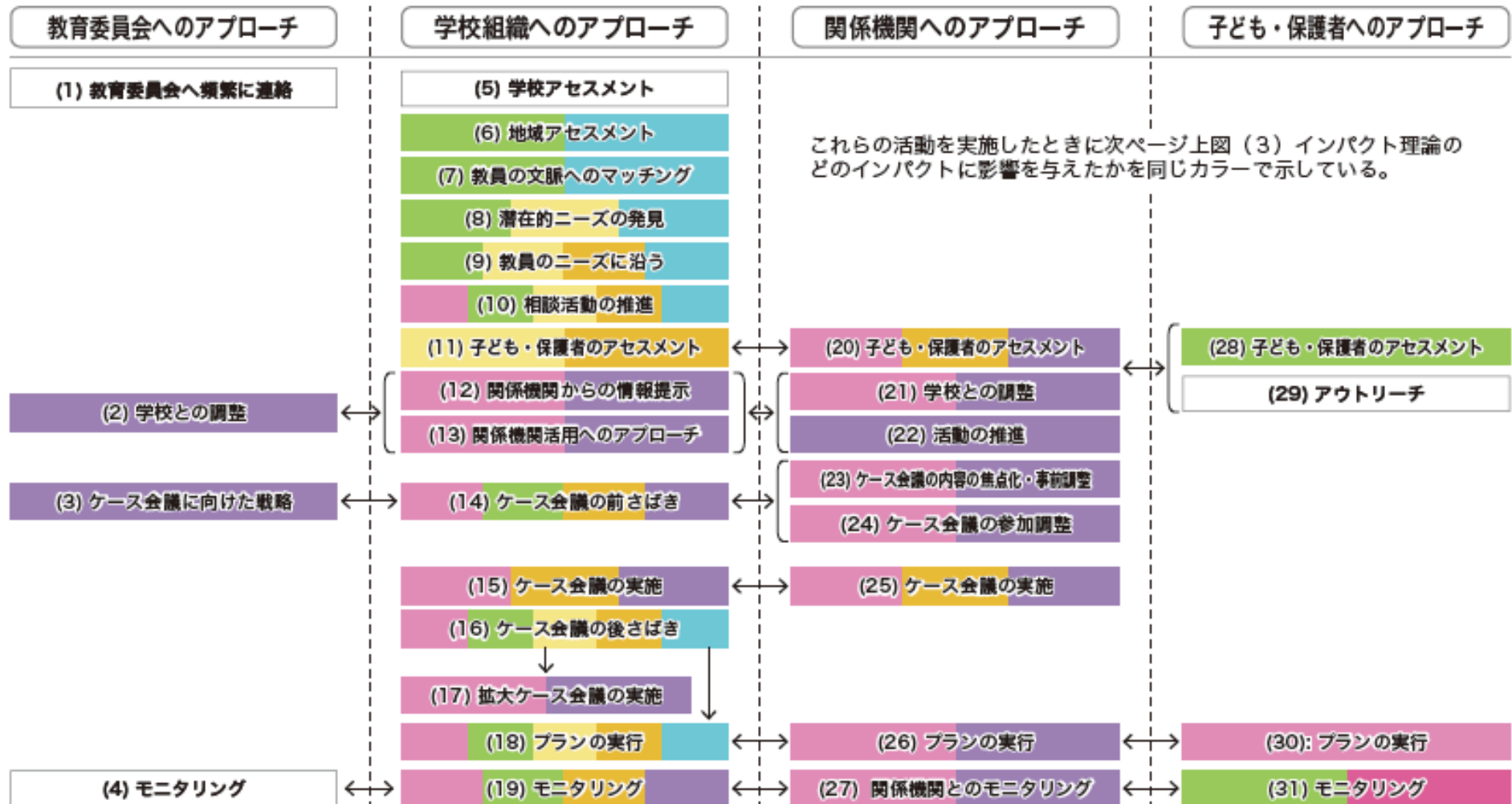


(2) スクールソーシャルワーカーの実践活動 (サービス利用計画)

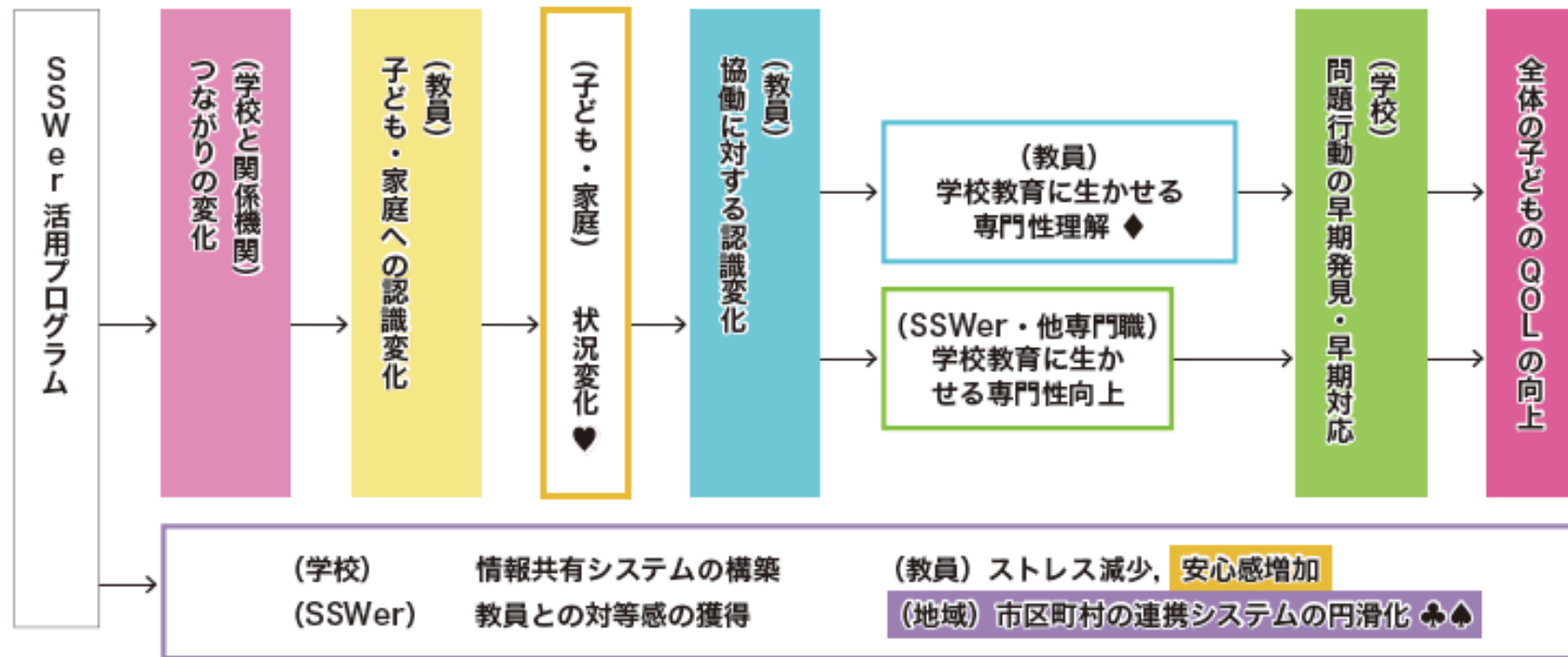


※プログラム理論においては「サービス利用計画」にあたり、どんな順序でどのように提供するかについて明確にしたもの。

(3) インパクト理論

(1) (2) を行うことで生じた変化を示している。

- ・以下の項目にある♥♦♣♠印は、前頁(1)教育委員会の組織計画との関連があったものを示している。
- ・以下の項目のカラーは、前頁(2)SSWerの実践プロセスの同じカラーとの関連があったものを示している。

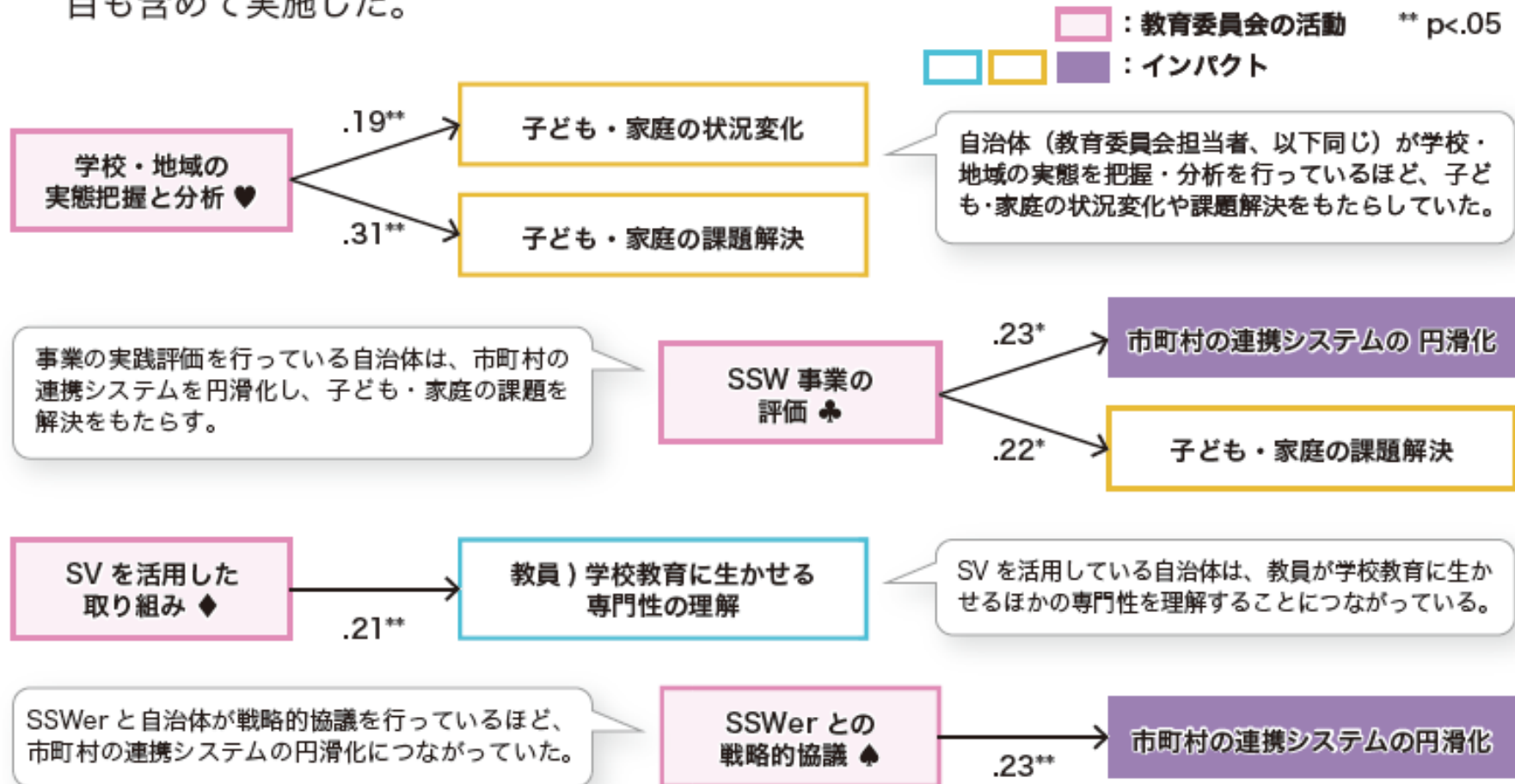


※プログラム理論における「インパクト理論」にあたり、プログラムによって生じる変化のプロセスと、結果として期待される改善状況（ゴール）を明確にしたもの。

＜教育委員会の組織計画によってもたらされる効果＞

組織計画とインパクトの関連性が見られたものを以下に挙げた。(数字は関連の大きさを表す)

※インパクトの図に「子ども・家庭 課題解決」は含まれていないが、全国調査では、この項目も含めて実施した。



* SSWerの実践によってもたらされる効果はたくさんあり、上記のような図示は省く。前頁(2)のカラー項目は上記(3)のカラー項目のインパクトをもたらしていた。

相関係数が0.2以上のものを残し、0.4以上のものに網掛けをしている。
A1-H7は各回答を1-5点のアンカーポイントに変換した。インパクトは実数回答を変換することなく分析した。

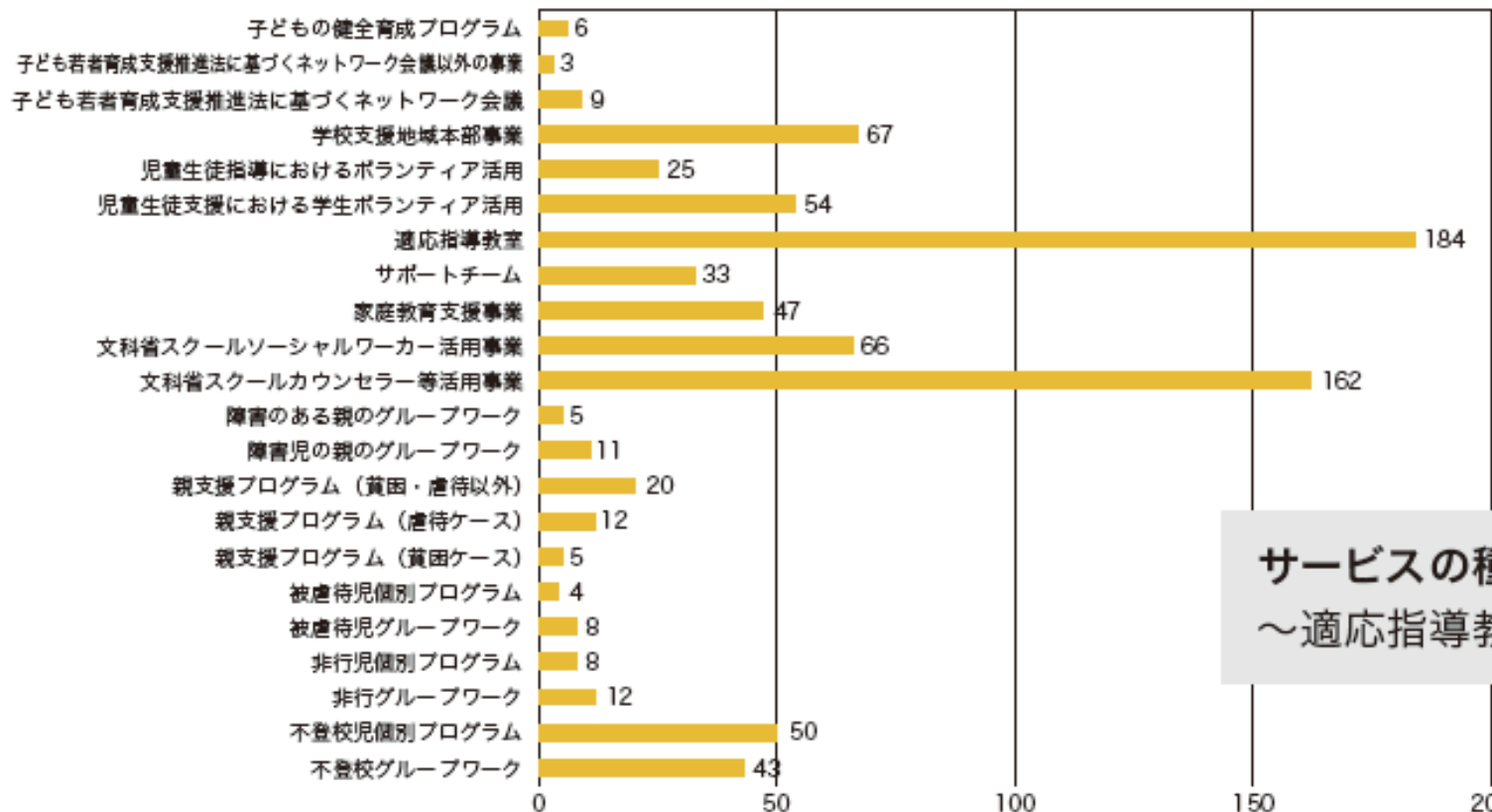
				不登校	いじめ	児童虐待	家庭環境	教職員との関係	心身	発達障害	連携した	連携した
		平均値	SD	解決・好転	解決・好転	解決・好転	解決・好転	解決・好転	解決・好転	解決・好転	関係機関等	校内の教職員等
				4.54	0.43	0.60	2.71	0.43	1.43	2.11	32.00	113.43
				9.83	2.20	1.06	6.19	1.07	4.83	5.25	116.75	287.44
学校組織へのアプローチ	学校アセスメント (様々な資源を活用して学校の状況を把握する)	3.35	1.42			.209*					.265**	
	潜在的ニーズの発見	3.25	1.42	.203	.291**	.392**	.266**	.290**	.265**	.357**	.395**	.335**
	戦略を立てる	2.76	1.46		.232**	.420**	.294**	.272**	.340**	.389**	.408**	.293**
	教員のニーズに沿う	3.41	1.43		.270**	.283**		.236**	.222**	.249**	.278**	.227**
	相談活動の推進	3.06	1.41	.307**		.301**	.262**	.309**	.309**	.317**	.264**	.276**
	子ども・保護者の共同アセスメント	3.59	1.38	.234**								
	関係機関と学校の仲介	3.54	1.56						.292**		.228**	
	ケース会議実施前の活動	3.04	1.60						.262**		.215**	
	ケース会議の実施 (インテーク、情報収集・整理)	3.29	1.62						.236**		.189*	
	ケース会議ではない場面による ケース会議実施後の活動	2.53	1.37						.247**		.267**	
	プランの実行	2.22	1.05	.305**								
	モニタリング	2.87	1.52			.240**			.231**	.213*	.319**	
教育委員会へのアプローチ	教育委員会担当者へ定期的に報告・ 連絡・相談、学校との調整	2.41	1.40		-.291**	-.224**		-.200*				-.217**
	ケース会議に向けた戦略	2.27	1.43		-.250**			-.254**				
関係機関・関係者・ 地域へのアプローチ	関係機関・関係者・地域への基本日	2.84	1.53						.225**			
	ケース会議実施前の活動	2.56	1.61						.272**		.251**	
子ども・保護者への アプローチ	子ども・保護者のアセスメント	2.67	1.62	.213*								.208*
SSWerとしての 基本的な姿勢	クライアントに対してSSWerとしての基 本的な姿勢を持っているか	4.55	1.01	.236**								
	面談において、以下の点を実施してい るか	4.32	1.22	.296**								
SSWerの マクロアプローチ	教育委員会担当者との戦略的協議	2.54	1.56		-.250**			-.225**				-.228**
	管理職・SSWer担当教員との戦略的	2.16	1.33			.238**					.299**	
	自己評価	2.05	1.33								.317**	

* -は、データ数が極端に少ないなどあり、引き続き精査を行う予定である。

4. 要保護児童対策地域協議会からみたSSW効果

2011年度、全国390自治体の協力を得て、要保護児童対策地域協議会における実態調査を実施した(972事例)。ケースの評価指標を作成し、要保護児童対策地域協議会において検討に上がった事例のうち、さまざまなサービスを利用して効果があったかを把握した。サービス提供前とサービス提供後と比較した。

図 33. 要保護児童対策地域協議会において活用しているサービス (学齢児)

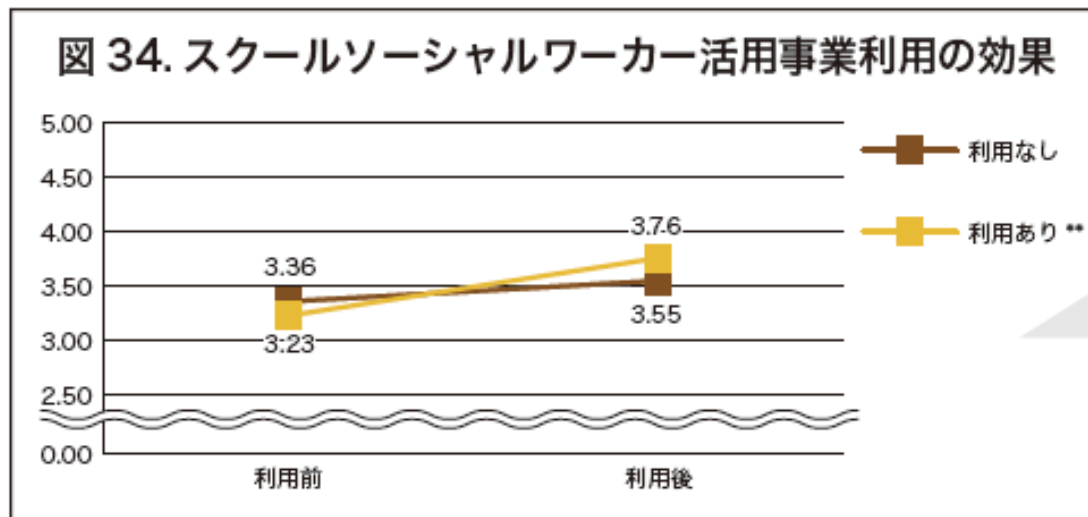


サービスの種類と活用事例数
～適応指導教室が最も多い～

サービス活用することでの変化：「関係機関の対応」について

プログラムを利用した効果についての評価項目を因子分析によって5因子にわけ、それぞれの評価因子ごとに効果の見られたプログラムを明らかにした。

評価因子の構造
1. 関係機関の対応
2. 保護者との関係性
3. 子どもの状況
4. 子どもからの発話状況
5. 子どもの通学状況



第1因子：関係機関の対応

統計的有意が認められ、かつ肯定的な変化を示したのは、「スクールソーシャルワーカー活用事業」のみ。

** p<.05

4つの評価因子のうち、サービスの利用有無で有意差があったのは「関係機関の対応」と「子どもの通学状況」のみであった。前者はスクールソーシャルワーカー活用事業、後者は適応指導教室であった。つまりSSWに関して言及すると、SSWerは要保護児童対策地域協議会での検討事例において、関係機関の対応（ケース会議の実施や参加、他機関との連絡など）を広げる働きをしていた。

資料)

ソーシャルワークとは

- ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の变革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である（国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）の定義）

SSWとは

- 学校をベースにソーシャルワークを展開
- 教師の温度を理解の上、様々な代弁、調整を行う

スクールソーシャルワーク(SSW)とは

- 学校をベースに、子どもの最善の利益、福祉の価値の元にソーシャルワークを展開する。
- 社会システム理論やエコロジカルアプローチ、岡村理論がベースにあり、ストレングスモデル、エンパワメントモデルなどを活用して展開する。その際、具体にはサービスや資源を用いて実践する。
- さまざまなシステムレベルに変革を起こす専門職。
- 問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた「環境へ働き掛け」たり、関係機関等との「ネットワークを活用」したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくこと(文部科学省2008)

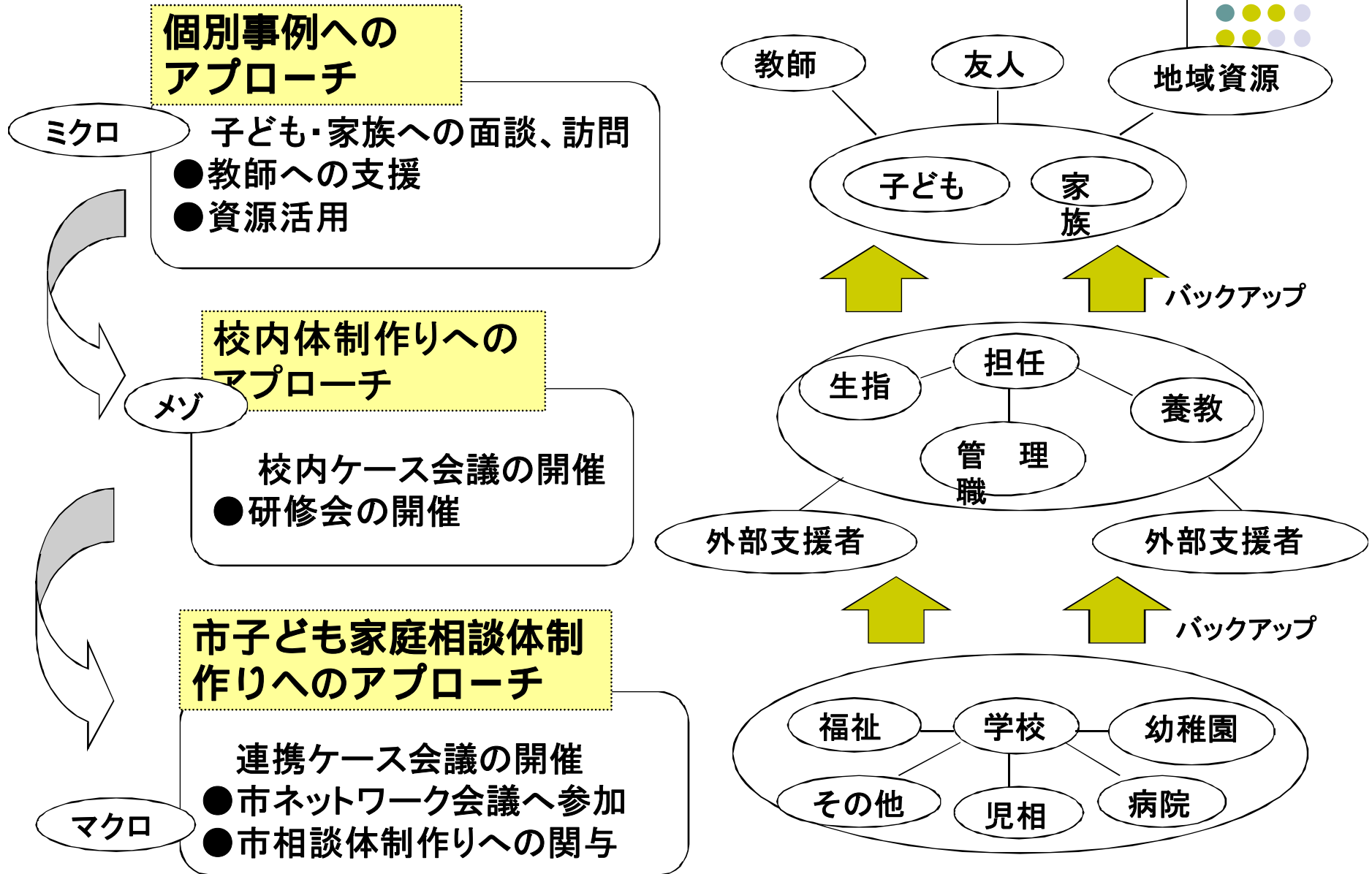
SSWの実態

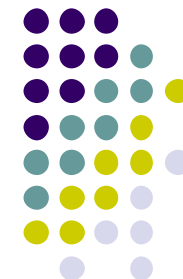
1986年～1998年	所沢市	名称はSSWではない
2000年～	赤穂市	
2000年～	茨城県結城市	
2001年～	香川県	別事業
2005年～	大阪府	SSW事業
2006年～	兵庫県・滋賀県	
2007年～	茨木市	
2007年～	文科省SSN事業の後継に例示 群馬、熊本ほか開始	
2008年～	文科省15億予算化、研究事業として 全国展開	
2009年～	文科省15億予算化、3分の1補助事業	

具体例（SSWの動き）

- 窓ガラスすべて割れている学校 アセスメントから地域の人も視野に入れてプランニングを行う、地域の人が学校の前に立ち、2人、3人（教師、生徒、PTAなど）と増える 学校が落ち着く
- 給食費未納、不登校、ネグレクト 母親の真のニーズを探り、主体性に焦点をあてた支援（地域の機関、人につなぎ、母自身がボランティアに参加）
- 関係性に着目し、親と子ども、親と学校、親と機関、地域をつなぐ

SSW:ミクロ・メゾ・マクロ実践(山野,2006)





あるSSWの1日(3年目)..		
勤務日	20××年〇月×日()..	校内時間:5h..
勤務時間	10:00~17:00..	校外時間:2h..
勤務校	e小・X中..	合計時間:7h..
時間..	活動内容..	
10:00..	X中学校・要保護児童対策地域協議会連携ケース会議への出席..	
11:30..	市・福祉担当者と小学校ケースについて打合せ(生活保護・ひとり親家庭へのサービス) ..	
12:00..	移動(e小学校へ) ..	
13:00..	e小学校 特別に支援を要する児童についての経過報告(生指・SSW) ..	
13:45..	e小学校 特別支援に関する委員会会議..	
14:30..	社会資源の情報収集..	
	・ 地域生活支援センターTEL..	
	・ DV関係の保護手続き確認(市役所) ..	
15:00..	情報収集結果を生指に報告..	
15:30..	X中学校にTEL・AMの会議についての確認..	
16:00..	e小学校 5年生男児ケース会議*	
17:00..	e小学校 次回勤務日までのSSWの動きの確認等をして終了(校長・教頭・生指・SSW) ..	

出所:金澤2008